

新型コロナウイルス感染症の収束に向け 「新しい生活」 を

市民の皆様、事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、医療現場や社会福祉施設・生活必需物資の販売施設等で働いておられる多くの皆様に対し、改めて心からの敬意と感謝の意を表します。

さて、広島県では、「緊急事態措置」の解除、そして週末の外出自粛や施設の使用制限等の解除などが発表され、竹原市においても、小中学校や公共施設を6月1日から順次再開しております。

しかし、感染状況は日々変化することから、再度、感染が拡大する恐れもございます。

市民の皆様には、自分自身、そして大切な方の命を守るため、引き続き人との距離の確保やマスクの着用、こまめな手洗いの徹底など、「新しい生活様式」を意識した日常生活を送っていただきますよう、お願いいたします。

皆様の一つ一つの取組の積み重ねが、新型コロナウイルス感染症の収束に繋がります。引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

すべての市民の皆様とともに、一丸となり「オール竹原」で、今回の危機を乗り越えましょう。

令和2年6月5日

竹原市長 今榮敏彦

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

次の症状が認められた方は速やかに相談窓口に連絡し、指示に従ってください。

- 高熱等の強い症状がある場合
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）のある人

※高齢者や基礎疾患等のある人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合はご相談ください。

特に症状が認められない方は、過度に心配せず、咳エチケットや手洗いの徹底など、通常の感染対策をしっかり行ってください。

名称	受付時間	電話番号
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 (広島県感染症・疾病管理センター)	終日	☎082-513-2567

「広島県こころの悩み相談【コロナ関連】」について

新型コロナウイルス感染症の影響によりストレスや不安を感じる人は、「広島県こころの悩み相談【コロナ関連】」にご相談ください。

※電話相談、SNS相談ともに開設期間は令和3年3月31日までです。

【相談方法】

○電話相談

☎080-1577-4774

開設時間 平日9時～12時、13時～17時

○SNS相談

LINEアカウント名

広島県こころの悩み相談【コロナ関連】

開設時間

平日17時～21時

土・日・祝日13時～21時

問い合わせ

保健センター

☎22-7157



「新しい生活様式」を実践しましょう

新型コロナウイルスの感染拡大を予防するには、長丁場に備えた新しい生活様式に移行していく必要があります。

一人一人が基本的な感染対策を続けていきましょう。

基本的な感染対策を続けましょう

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・会話をする際には、可能な限り真正面を避ける。
- ・外出時や、屋内にいる時や会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用する。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替えるか、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。
- ・高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

基本的な生活様式を実践しましょう

- ・こまめな手洗い・手指消毒
- ・身体的距離の確保
- ・咳エチケットの徹底
- ・3密の回避（密集・密接・密閉）
- ・こまめに換気
- ・毎朝の体温測定、健康チェック
- ・発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

手洗いの、5つのタイミング

公共の場所から
帰った時



咳やくしゃみ、
鼻をかんだ時



ご飯を食べる時



前と後！

病気の人の
ケアをした時



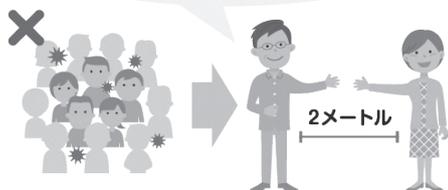
外にあるものに
触った時



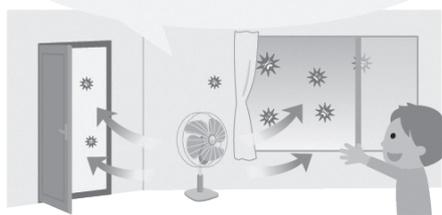
「密閉」「密集」「密接」しない！

「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集、密接には要注意！

他の人と
十分な距離を取る！



窓やドアを開け
こまめに換気を！



屋外でも密集するような
運動は避けましょう！

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫



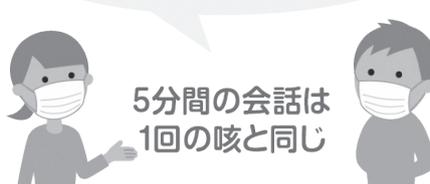
飲食店でも距離を取りましょう！

- ・多人数での会食は避ける
- ・隣と一つ飛ばしに座る
- ・互い違いに座る

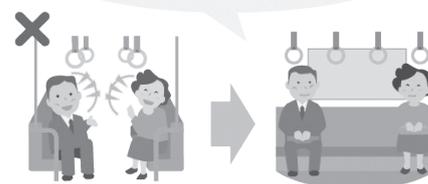


会話をするときは
マスクをつけましょう！

5分間の会話は
1回の咳と同じ



電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう！



新型コロナウイルス感染症に関する支援

個人への支援や、事業者のみなさんへの支援策を取りまとめています。それぞれの制度で基準や要件が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

■ 給付・助成（個人向け）

対象になる人	給付内容	制度の名前	問い合わせ
全ての市民 ※令和2年4月27日時点で住民基本台帳に登録されている人	1人あたり 10万円	特別定額給付金	特別定額給付金担当 ☎ 22-1568
子育て世帯 ※児童手当受給対象の子供がいる世帯	子ども1人あたり 1万円	子育て世帯への 臨時特別給付金	社会福祉課子ども福祉係 ☎ 22-7742
ひとり親家庭等世帯 ※令和2年4月分（児童が年齢到達の場合は同年3月分）の児童扶養手当の支給を受けた世帯	1世帯あたり 3万円	ひとり親家庭等 支援臨時給付金	
子ども（令和2年4月～5月生まれ） 妊婦（令和2年8月末までに母子手帳の交付を受けている人）	1人あたり 1万円（商品券）	子育て家庭等 生活支援給付費	
収入減により家賃を払えない人	家賃相当額 ※上限3万3千円～5万2千円	住居確保給付金	竹原市社会福祉協議会 ☎ 22-5131
給与の支払いを受けている国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者で、感染または感染の疑いによる療養のため仕事を休み、給与収入が減少した人 ※一定の要件あり	（直近3か月の給与の合計額÷就労日数）×3分の2 ×対象日数	傷病手当金	市民課医療年金係 ☎ 22-7734

■ 給付・助成（事業者向け）

対象になる人	給付内容	制度の名前	問い合わせ
売上が前年同月比で50%以上減少した中小企業者など	中小企業者などに 最大200万円 個人事業者に 最大100万円	持続化給付金	持続化給付金事業 コールセンター ☎ 0120-115-570
小学校の休校などで、子どもの世話をする労働者へ有給の休暇を取得させた企業	対象となる労働者へ 支払った賃金相当額	小学校休業等 対応助成金	厚生労働省 コールセンター ☎ 0120-60-3999
小学校の休校などで、子どもの世話のために契約した仕事ができなくなった個人事業主・フリーランス	1日あたり 7,500円（予定）	小学校休業等 対応支援金	
経営環境が悪化したなどの理由によって、事業主が従業員を休ませた企業など	休業手当の最大全額 ※1日あたり 15,000円を上限（予定）	雇用調整助成金	厚生労働省 コールセンター ☎ 0120-60-3999 ハローワーク竹原 ☎ 22-8609

※掲載内容については、5月29日（金）現在のものであり、事業内容等が変更されることがあります。

■ プレミアム付商品券の販売

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売り上げが落ち込んでいる市内の飲食店及び小売業を支援するため、プレミアム付商品券が発行・販売される予定です。

※販売の時期や内容が決まりましたら、広報たけはらをはじめ、市ホームページや公式SNSでお知らせします。

■貸付（個人向け）

制度の内容	要件など	問い合わせ	
生活福祉資金特例貸付 （緊急小口資金・総合支援 資金）	休業や失業、収入の減少な どにより生計の維持が困難 となった場合 ※その他一定の条件あり	竹原市社会福祉協議会 9時～16時 ※土・日・祝日除く ※事前に電話でご予約ください。	☎ 22-5131
		厚生労働省コールセンター 9時～21時 ※土・日・祝日含む	☎ 0120-46-1999

■融資・貸付（事業者向け）

制度の内容	要件など	問い合わせ	
社会福祉施設などへ の優遇融資	新型コロナウイルス感染症により機能停 止などになった場合	福祉医療機構相談窓口	☎ 06-6252-0216
中小企業・ 小規模 事業者	セーフティネット 保証4号 認定証発行	最近1か月の売上高等が前年同月比20% 以上減少の場合	産業振興課商工観光振興係 ☎ 22-7745
	セーフティネット 保証5号 認定証発行	最近1か月の売上高等が前年同月比5% 以上減少の場合	
	危機関連 保証認定書発行	最近1か月の売上高等が前年同月比15% 以上減少の場合	
	特別貸付（無利 子・無担保融資）	業況が悪化した事業者 ※日本政策金融公庫、商工組合中央金庫 ホームページ参照	日本政策金融公庫 ※月～金 ☎ 0120-154-505
		日本政策金融公庫 ※土・日、祝日 ☎ 0120-112476 （国民生活事業） ☎ 0120-327790 （中小企業事業）	
		商工組合中央金庫 ☎ 0120-542-711	
新型コロナウイルス 感染症対応 資金	セーフティネット保証4号・5号、危機 関連保証の認定を受けた事業者 ※広島県ホームページ参照	広島県経営革新課	☎ 082-513-3321
林業・木材産業災害 復旧対策保証	感染症による被害が見込まれ、林業・木材 産業の事業継続に支障を来している場合	農林漁業信用基金 林業信用保証業務部業務課	☎ 03-3294-5585 ☎ 03-3294-5586
農林漁業セーフティ ネット資金	①認定農業者 ②主業農林漁業者（農林漁業所得が 総 所得の過半（法人にあっては、総売上高 の過半）を占めるもの。または粗収益が 200万円以上（法人にあっては1,000万 円以上）であるもの） ③認定新規就農者 ④集落営農組織	日本政策金融公庫 本店フリーコール	☎ 0120-154-505
		日本政策金融公庫 広島支店	☎ 082-249-9152

■減免制度等について

制度の内容	要件など	問い合わせ	
国民健康保険税の減免	主たる生計維持者の収入が 著しく減少した場合	税務課市民税係	☎ 22-7732
国民年金保険料の免除	令和2年2月以降に業務が失われた等の 理由により収入が減少した場合	市民課医療年金係	☎ 22-7734
		呉年金事務所	☎ 0823-22-1691
後期高齢者 医療保険料の減免	主たる生計維持者の収入が 著しく減少した場合	市民課医療年金係	☎ 22-7734
介護保険料の減免	主たる生計維持者の収入が 著しく減少した場合	健康福祉課 介護福祉係	☎ 22-7743
市営住宅家賃の減免	収入が著しく減少した場合	都市整備課 住宅建築係	☎ 22-7749
市営住宅家賃の徴収猶予	収入が一時的に減少した場合		
市営住宅の提供	感染症対策の影響によって現在の住居を 退去しなければならなくなった人		